

令和 5 年度 第 2 回  
愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和 5 年 5 月 25 日(木) 午後 4 時 00 分～午後 4 時 55 分						
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室						
出席委員 11 名	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	
	1	和喜田 重則	出	8	欠番	—	
	2	孝野 覚也	出	9	河野 仁	欠	
	3	西本 繁夫	欠	10	尾崎 春夫	出	
	欠席委員 2 名	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出
		5	西口 孝	出	12	山田 聡	出
		6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出
7		山口 深	出	14	浜田 暁	出	
議事録署名人	13	谷口 八千代		14	浜田 暁		
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 2 名 事務局職員 2 名	職名	氏名		職名	氏名		
	推進委員	埜下 浩孝		推進委員	山本 哲也		
	事務局長	松本 仁志		課長補佐	尾川 勝彦		
会議の内容	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見に ついて 議案第 3 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第 4 号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)						

## 令和 5 年度第 2 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	<p>只今から令和 5 年度愛南町農業委員会第 2 回定例総会を開会致します。本日は河野会長が欠席のため、職務代理者の山口委員に議事進行をお願いします。</p>
委員(議長代理)	(議長代理挨拶)
事務局	<p>それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。山口委員、議事進行をお願い致します。</p>
委員(議長代理)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 13 名中 11 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 13 番、谷口 八千代委員と 14 番、浜田 暁委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第三、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>受付番号 8 番、御荘平山、地目・面積は畑・11,341 m<sup>2</sup>で 3 条無償移転でございます。経営面積は 222.8aでございます。</p> <p>受付番号 9 番、御荘平城、地目・面積は畑・753 m<sup>2</sup>で 3 条有償移転でございます。経営面積は 47.2aでございます。</p> <p>受付番号 10 番、御荘平城、地目・面積は畑・248 m<sup>2</sup>で 3 条無償移転でございます。経営面積は 0aでございます。</p> <p>受付番号 11 番、増田の 2 筆、地目・面積は畑・308 m<sup>2</sup>で 3 条地上権でございます。以下貸付人 13 名を含めて 1 件の申請であり、複数の貸付人に対し、借受人は全て同じ、権利種別は 3 条地上権でございますので、ここからは貸付人側のみ説明させていただきます。</p> <p>増田の 4 筆、 地目・面積は畑・3,507 m<sup>2</sup>、          増田の 8 筆、 地目・面積は畑・3,361 m<sup>2</sup>、          増田 、 地目・面積は畑・1,486 m<sup>2</sup>、</p>

	<p>増田の 3 筆、 地目・面積は畑・1,094 m<sup>2</sup>、  増田、 地目・面積は畑・258 m<sup>2</sup>、  増田、 地目・面積は畑・911 m<sup>2</sup>、  増田の 4 筆、 地目・面積は畑・826 m<sup>2</sup>、  増田、 地目・面積は畑・393 m<sup>2</sup>、  増田、 地目・面積は畑・283 m<sup>2</sup>、  増田の 5 筆、 地目・面積は畑・2,420 m<sup>2</sup>、  増田、 地目・面積は畑・421 m<sup>2</sup>、  増田、 地目・面積は畑・187 m<sup>2</sup>、  増田、 地目・面積は畑・264 m<sup>2</sup>、  でございます。</p> <p>本申請は、営農型太陽光発電事業に関する案件で、平成 29 年 2 月の定例会で 20 年間の 3 条使用貸借の許可を受けました農地の地上部分に、ソーラーパネルを設置することについての申請でございます。また、後ほどご説明いたします 5 条の一時転用許可申請に伴うもので、本年 9 月で 3 年間の許可期間が経過することから、再度 3 年間の一時転用許可申請を行うものでございます。なお、本案は、5 条の一時転用許可と同じ期間にする必要がありますので、本案が可決された場合は、5 条の一時転用が許可された日と同日で許可書を発行いたします。</p> <p>以上 4 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p> <p>委員(議長代理) 只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。8 番は、地元委員さんが欠席ですので、事務局からお願い致します。</p> <p>事務局 場所は平山の国道から右に入ったところ。祖母から孫への無償移転の案件です。1 筆で 1ha を超える広い農地で、現在は果樹を作っています。譲受人になる孫が、経営の中心で農業を行っています。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p> <p>委員(議長代理) それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
--	---

委員(議長代理)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
委員(議長代理)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。9番お願い致します。
委員	譲受人は、土木会社を経営されております。今までにも何件か、農地を取得しているようです。今回は、それほどの面積ではなく、家庭菜園程度の作物を作る予定だそうです。譲渡人は、高齢で奥さんも亡くなり、子供さんのところに行っているようです。こちらには帰ってこないということで譲り渡すこととなりました。場所は、国道から曲がり、長洲方面に行く道があるのですが、その一段高くなったところですが、現地を確認しましたが、雑草が生えている程度で荒れている様子はありませんでした。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
委員(議長代理)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	譲受人ですが、今までもすると言って耕作していない農地があったりしましたが、どのような状態なのか、今後も耕作するなら、ご指導をお願いしたい。
事務局	以前、果樹を植えるということで申請があったのですが、許可後しばらく手付かずの状態でしたが、事務局のほうから指導をし、今は植えております。そういった形で、しばらく様子を見て、また手付かずの状態なら、事務局のほうから指導をしていきたいと思っております。
委員(議長代理)	ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
委員(議長代理)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。10番お願い致します。
委員	譲渡人は、結婚されて大阪のほうに行かれています。こちらには帰ってこないということです。譲受人は、譲渡人の亡くなった父親の家を購入済みです。隣の

	<p>農地も購入し、家庭菜園や果樹を植えるということです。申請地は、近年まで野菜等を作ったような形跡がありまして、まだ荒れていない状態です。場所ですが、国道から日土峠のほうに向かい、農業用のため池があるのですが、その池と国道との間の小高い場所です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
委員(議長代理)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員(議長代理)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
委員(議長代理)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。11番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、国道から増田方面に行き、左側の丘の一带です。すっぱりと太陽光が据わっています。譲渡人は、元々この地区に住んでいた人がほとんどです。それまでは、貸して花木を植えていていましたが廃業し、荒地にならずに、太陽光が設置されたということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
委員(議長代理)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>農地として植えとるんよね。</p>
委員	<p>営農型ということで申請あった場所。最初から、管理や太りが悪いとって揉めて、見にも行っていろいろ指導もした。枯れたり植え替えたりしたが、今はまともにも育ってきとる。</p>
委員	<p>出荷はしとる？</p>
委員	<p>しとる。</p>
委員(議長代理)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>

委員	(異議なし)
委員(議長代理)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認くださいませようお願い致します。</p> <p>受付番号2番、増田の2筆、地目・面積は畑・308㎡のうち20.97㎡でございます。転用目的は営農型太陽光発電設備でございます。</p> <p>以下、先ほどの3条地上権の申請と同様、貸付人13名を含めて1件の申請であり、複数の貸付人に対し借受人は全て同じ、権利種別は使用貸借で、転用目的は営農型太陽光発電設備でございます。ここからは貸付人側のみ説明させていただきます。</p> <p>増田の4筆、地目・面積は畑・3,507㎡のうち1.3㎡、  増田の8筆、地目・面積は畑・3,361㎡のうち1.42㎡、  増田、地目・面積は畑・1,486㎡のうち0.79㎡、  増田の3筆、地目・面積は畑・1,094㎡のうち0.49㎡、  増田、地目・面積は畑・258㎡のうち0.18㎡、  増田、地目・面積は畑・911㎡のうち、0.53㎡、  増田の4筆、地目・面積は畑・826㎡のうち、0.42㎡  増田、地目・面積は畑・393㎡のうち0.22㎡、  増田、地目・面積は畑・283㎡のうち0.11㎡、  増田の5筆、地目・面積は畑・2,420㎡のうち、51.83㎡、  増田、地目・面積は畑・421㎡のうち、0.27㎡、  増田、地目・面積は畑・187㎡のうち0.11㎡、  増田、地目・面積は畑・264㎡のうち0.18㎡、  でございます。</p> <p>先ほども3条地上権の案件でご説明いたしましたが、本申請は平成29年2月の定例会で3条使用貸借の許可を受けました営農型太陽光発電事業に関する案件でございます。なお本申請は、農地の一部に、ソーラーパネルを設置する際に必要な支柱や電柱、パワコン等の設備を設置することについての一時</p>

	<p>転用申請でございますが、本年 9 月で 3 年の許可期間が経過することから、再度 3 年間の一時転用許可申請を行うものでございます。</p> <p>また、農地の区分は農用区域内にある農地、及び良好な営農条件を備えている農地で、農振農用地及び第 1 種農地と判断されますが、平成 30 年 5 月 15 日付け農林水産省農村振興局長通知の「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについて」により、営農型発電設備に係る一時転用の場合は、農振農用地や第 1 種農地が含まれていても、許可の対象として可否を判断するものとされておりますので、許可は可能かと思われま。</p>
<p>委員(議長代理)</p>	<p>以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
<p>委員(議長代理)</p>	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。2 番お願い致します。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほどの 3 条と同じです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
<p>委員(議長代理)</p>	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
<p>委員(議長代理)</p>	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>委員(議長代理)</p>	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 2 番、魚神山の 7 筆、地目・面積は、畑・5,332.5 m<sup>2</sup>でございます。</p>

	<p>場所は、魚神山地区内に点在しており、すべて県道から離れており車では行けないところです。</p> <p>対象地の調査年月日は令和4年9月14日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われます。以上1件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
委員(議長代理)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>ここは、税金とかの関係で非農地にするの？</p>
事務局	<p>そう聞いております。</p>
委員(議長代理)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
委員(議長代理)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p>
事務局	<p>次に、議案第4号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第4号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号17番は再設定で、御荘菊川、地目・面積は田・2,125 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号18番は再設定で、僧都の3筆、地目・面積は田・2,856 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号19番は再設定で、僧都の2筆、地目・面積は田・1,655 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は5年でございます。</p>

受付番号 20 番は再設定で、僧都、地目・面積は田・868 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 21 番は再設定で、緑乙、地目・面積は田・2,243 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 22 番は再設定で、緑丙、地目・面積は田・3,787 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は水稻、期間は 9 年でございます。

受付番号 23 番は再設定で、城辺乙、地目・面積は田・1,456 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 24 番は再設定で、正木、地目・面積は田・701 m<sup>2</sup>の内 200 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。

受付番号 25 番は新規で、緑乙の 8 筆、地目・面積は田・4,396 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 26 番は新規で、城辺乙、地目・面積は田・722 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。

受付番号 27 番は新規で、上大道の 8 筆、地目・面積は田・3,818 m<sup>2</sup>の内 3,714.34 m<sup>2</sup>、畑・408 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 28 番は新規で、広見の 2 筆、地目・面積は田・2,117 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 29 番は新規で、御荘平城の 1 筆、城辺乙の 1 筆、地目・面積は田・2,655 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 30 番は新規で、御荘菊川、地目・面積は田・1,727 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 31 番は新規で、御荘菊川の 2 筆、地目・面積は田・3,197 m<sup>2</sup>、畑・627 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 32 番は新規で、御荘菊川、地目・面積は田・914 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 33 番は新規で、御荘菊川の 2 筆、地目・面積は田・4,686 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 34 番は新規で、御荘菊川の 2 筆、地目・面積は田・2,348 m<sup>2</sup>、畑・60 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 35 番は新規で、御荘菊川、地目・面積は田・1,051 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 36 番は新規で、御荘菊川の 3 筆、地目・面積は田・2,822 m<sup>2</sup>、畑・250 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 37 番は新規で、御荘菊川、地目・面積は田・1,688 m<sup>2</sup>、賃貸借で

	<p>生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 38 番は新規で、御荘菊川の 22 筆、地目・面積は田・23,400 m<sup>2</sup>、畑・9,284 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻・野菜・果樹、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 39 番は新規で、御荘菊川、地目・面積は畑・3,247 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 40 番は新規で、御荘菊川の 15 筆、地目・面積は田・5,328 m<sup>2</sup>、畑・15,261 m<sup>2</sup>の内 15,235.52 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は果樹、期間は 6 年でございます。</p> <p>受付番号 41 番は再設定で、増田、地目・面積は田・865 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 42 番は再設定で、上大道、地目・面積は畑・1,892 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 43 番は再設定で、緑甲の 4 筆、地目・面積は畑・5,541 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。</p> <p>以上 27 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
委員(議長代理)	<p>只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
委員(議長代理)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
委員(議長代理)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
委員(議長代理)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長

山口 梨

議事録署名人

谷口 八千代

議事録署名人

海田 暁